

第8次茨城県保健医療計画

計画期間

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

令和6(2024)年3月

茨 城 県

ご あ い さ つ



住み慣れた地域で、いつまでも安心して生き生きとした自分らしい暮らしを続けることは、私たち県民の願いであります。そのためには、高度急性期から在宅医療、介護サービスまでニーズの変化に適切に対応した医療・介護提供体制の構築が必要です。

そのような中、昭和63年10月に第1次茨城県保健医療計画を策定して以来、計画の見直しを重ねながら、県民の健康づくりをはじめ、各地域の拠点病院の整備や救急医療等の政策医療の充実に努めてまいりました。

しかしながら、保健医療を取り巻く環境は大きく変化しており、急激な人口減少や少子高齢化、刻一刻と進む時代の変化の中、医療機関の役割分担や連携強化、医師をはじめとする医療従事者の確保により、安心できる地域医療の体制を早急に整備することが求められています。

また、先般、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響は誠に大きく、本県でも3年以上の長きにわたり、常に先手先手で様々な対策を講じてまいりました。その結果、必要な医療の提供が受けられないという最悪の事態を招くことなく、「有事」から「平時」へと移行することができましたが、これまでの対策を通じて得られた知見を活かし、新たな感染症発生・まん延時においても県民の皆様の命と健康を守るため、いかに備えるかが課題となっています。

こうした現状・課題を踏まえ、このたび令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までを計画期間とする第8次茨城県保健医療計画を策定し、「安心して医療を受けるための医療従事者の確保」、「行政、県民、医療機関等の協働による医療環境の向上」、「予防医学の推進による生涯にわたる健康づくりの推進」、「少子化・高齢化への対応と誰もが安心して暮らせる環境づくり」の4つの重点化の視点を設定し、基本理念として掲げた「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現を目指していくこととしました。

具体的には、がん、脳卒中などの「5疾病」及び救急医療、災害医療などに、新たに新興感染症への対応を加えた「6事業」、さらには、在宅医療などについて、引き続き、県民の皆様が安心して医療・介護を受けられる体制づくりを推進してまいりますとともに、更なる人口減少・少子高齢化を見据え、限られた医療資源を有効に活用するため、新たに全県を3つに分けた「医療提供圏域」を設定し、主に高度医療に係る機能の集約化や医療機関相互の役割分担の明確化などをより一層推進してまいります。

また、医師の確保については、本年4月より開始される「医師の働き方改革」への対応も踏まえながら、救急や小児・周産期などの政策医療を担う地域の中核病院が役割に沿った医療機能を維持・発揮できるよう、必要な医師の確保に重点的に取り組むとともに、地域枠などによる医師の養成及び定着を一層推進し、地域及び診療科の偏在解消に取り組んでまいります。

引き続き、市町村や関係団体等と連携を図りながら各種保健医療政策を積極的に推進するとともに、県民の皆様にも、健康づくりや上手に医療へかかることによる地域の医療体制づくりに、主体的に参画していただくことで、ともに安心して医療を受けられる保健医療体制の整備に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解とご支援をお願い申し上げます。

令和6年4月

茨城県知事 大井川 和彦

目 次

○総 論

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格	5
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の基本理念	6
第5節 計画の基本方向	7

第2章 現在の保健医療の状況

第1節 地勢及び交通	9
第2節 人口構造	10
第3節 人口動態	13
第4節 保健医療の概況	18

第3章 将来の保健医療の状況

第1節 人口動向	37
第2節 医療需要の動向	37

第4章 保健医療圏と基準病床数

第1節 保健医療圏	39
第2節 医療提供圏域	42
第3節 基準病床数	44

○各 論

第1章 県民の命を守る地域医療の充実

第1節 地域医療連携の推進	45
第2節 医療体制の確立	
1 がん	48
2 脳卒中	66
3 心筋梗塞等の心血管疾患	71
4 糖尿病	77
5 精神疾患	83
6 救急医療	125
7 災害医療	145
8 新興感染症発生・まん延時における医療	153
9 へき地の医療	163
10 周産期医療	169
11 小児医療	177
12 在宅医療	190

第3節	公的医療機関等の役割	204
第4節	県立病院の役割	207
第5節	筑波大学の役割（筑波大学と県との連携）	214
第6節	遠隔医療の推進	219
第7節	薬局機能の充実	222
第8節	移植医療対策の推進	
1	臓器移植	225
2	造血幹細胞移植	227
第9節	保健医療従事者の確保	
1	医師	229
2	歯科医師	234
3	薬剤師	235
4	看護職員	239
5	その他の医療従事者	244
6	県立医療大学（附属病院）の役割	251
第10節	医療安全対策等の充実	
1	医療安全対策	254
2	医薬品等の安全確保	256
3	輸血用血液の安定的供給対策	257
4	医療安全相談センターの充実	259
第11節	医療情報の提供等	
1	医療機能及び薬局機能の情報提供	261
2	医療教育（医療に関する情報の活用）の推進	262

第2章 健康でいきいきと生活し、活躍できる環境づくり

第1節	茨城型地域包括ケアシステムの構築	
1	地域包括ケアシステムの構築	264
2	地域リハビリテーションの充実	267
3	今後高齢化に伴い増加する疾病等対策	270
4	介護保険制度との連携	272
5	認知症の方への支援	274
第2節	予防医学の知識の普及と健康づくりの推進	277
第3節	母子保健の推進	
1	妊娠・出産にかかる支援	281
2	虐待防止	283
3	疾病・障害の早期発見・早期支援	285
第4節	学校保健の推進	286
第5節	歯科口腔保健の推進	288
第6節	難病等対策の推進	
1	難病等対策	290
2	アレルギー疾患対策	293

3 慢性閉塞性肺疾患（COPD）	295
第7節 市販薬の適正使用の推進	296

第3章 健康で安全な生活を支える取組の推進

第1節 健康危機管理の推進	
1 健康危機管理体制の整備	298
2 原子力災害医療体制の強化	300
第2節 感染症対策の推進	
1 結核等の感染症対策	302
2 エイズ・性感染症対策	306
3 肝炎対策	309
4 予防接種対策	314
第3節 食の安全と安心の確保対策の推進	316
第4節 生活衛生対策の推進	
1 生活衛生の確保	318
2 動物由来感染症対策	319

第4章 地域医療構想

第1節 地域医療構想の概要	321
第2節 本県における将来の医療提供体制に関する構想	322
第3節 構想区域別地域医療構想	325

第5章 外来医療に係る医療提供体制の確保

第1節 外来医療に関する協議の場の設置等	339
第2節 外来医療の提供体制の確保	340
第3節 医療機器の効率的な活用	348

第6章 計画の推進体制と評価

第1節 計画の推進体制	353
第2節 関係者の役割	354
第3節 評価と見直し	356
■ 数値目標一覧	357

◆ 資料編	362
-------	-----

